

『学校いじめ防止基本方針』

土浦市立土浦第一中学校
令和3年3月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本理念

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

「いじめ防止対策推進法」より

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが重要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

上記のいじめの定義のもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、人として決して許されない行為であり、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。」という基本理念を共通認識し、本校の全生徒が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。そのいじめ防止の基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) いじめを生まない、許さない、見過ごさない学校づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの防止、早期発見のための取組を工夫する。
- (4) 学校と家庭が協力して指導にあたる。

2 いじめ防止のための取組

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。「いじめを生まない、許さない、見過ごさない学校づくり」に取り組むための未然防止の活動は教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々共通実践することが求められる。

(1) 生徒指導体制の充実

① 道徳教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させることが大切で、生徒が人の痛みや人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む教育活動が重要となる。そこで、道徳教育のより一層の充実を図ることでいじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てていく。

道徳の授業での留意事項としては、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等を吟味していく。題材や資料の効果的な活用を図ることで、生徒の心根が揺さぶられ、人としての気高さ、心づかい、やさしさ等に気付き、生徒自身が生活や言動を省みるきっかけとなることでいじめの未然防止につなげていく。

② 体験教育の充実

生徒たちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気付き、発見し体得していく。そこで福祉体験やボランティア体験、就業体験等の生きた社会とのかかわりを多くもつことができるよう意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開していく。

- | | | |
|-----------|-------|-----------|
| ・職場体験学習 | ・校外学習 | ・クリーン作戦 |
| ・働く人々に学ぶ会 | ・企業訪問 | ・フィールドワーク |

③ コミュニケーション活動を重視した教育活動の充実

他者とかかわる生活体験や社会体験を多くもたせるために、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会を増やしていき、他者の心の痛みや感情を共感的に受容できるようにする。そして、生徒の居場所づくり、生徒相互の絆づくりへと繋げる。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ・生徒一人一人が活躍できる響き合う学習活動 | ・リーダーシップトレーニング |
| ・活気ある生徒会活動 | ・体育祭 |
| ・音楽祭 | ・修学旅行等 |
| ・全校フォーラム | |

(2) 教育相談体制

- ① i-check の検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、学年会・職員研修等で共通理解を図る。
- ② 学級担任による定期的な教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。
- ③ 日記指導等により生徒の心の動きを把握し、生徒一人一人の理解に努める。

(3) 校内研修体制

いじめの未然防止には、我々教職員すべてが共通理解を図ることが大切である。そこで、共通理解、共通実践することができる研修の機会を設け、いじめの認知能力を高めたり、教職員一人一人のスキルや指導方法を身に付けたりすることができるようにしていく。また、スクールカウンセラーや心の教室相談員等と密に連携を図るとともに、具体的な事例研究等を定期的・計画的に実施できるようにする。

(4) ネット上（SNS等）でのいじめへの対策

全校生徒のインターネットに関する情報処理端末の使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、家庭でのルールづくりの推進や、生徒への情報モラル教育等の啓発活動を行う。

未然防止のためには、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者による家庭での管理・指導が不可欠である。各種たよりを活用し、積極的に情報発信をしながら協力要請を行う。また、生徒向けの情報モラル講習会を実施し、ネット上のいじめの未然防止に努めていく。

(5) 地域、家庭及び関係機関との連携

P T A の各種会議や保護者会、地区懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校ホームページ、学校だより、学年だより等による広報活動を積極的に推進する。

特に、家庭との連携を欠かすことができない問題は「ネット上のいじめ」である。上記（４）で挙げた対策を家庭と連携しながら進めていく。

3 早期発見のための取組

(1) 日々の観察

業間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」を目指し、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けていく。また、i-check や成長の発達段階を踏まえたチェックリスト（別紙1）を活用し、気になる言動や交友関係等が明らかになった場合は、適切に指導をする。

(2) 教育相談の実施

日常生活での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる信頼関係を築いていく。さらに年三回（6月・10月・1月）教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。また、担任に限らず相談に応じられるように希望を確認した上で実施していく。

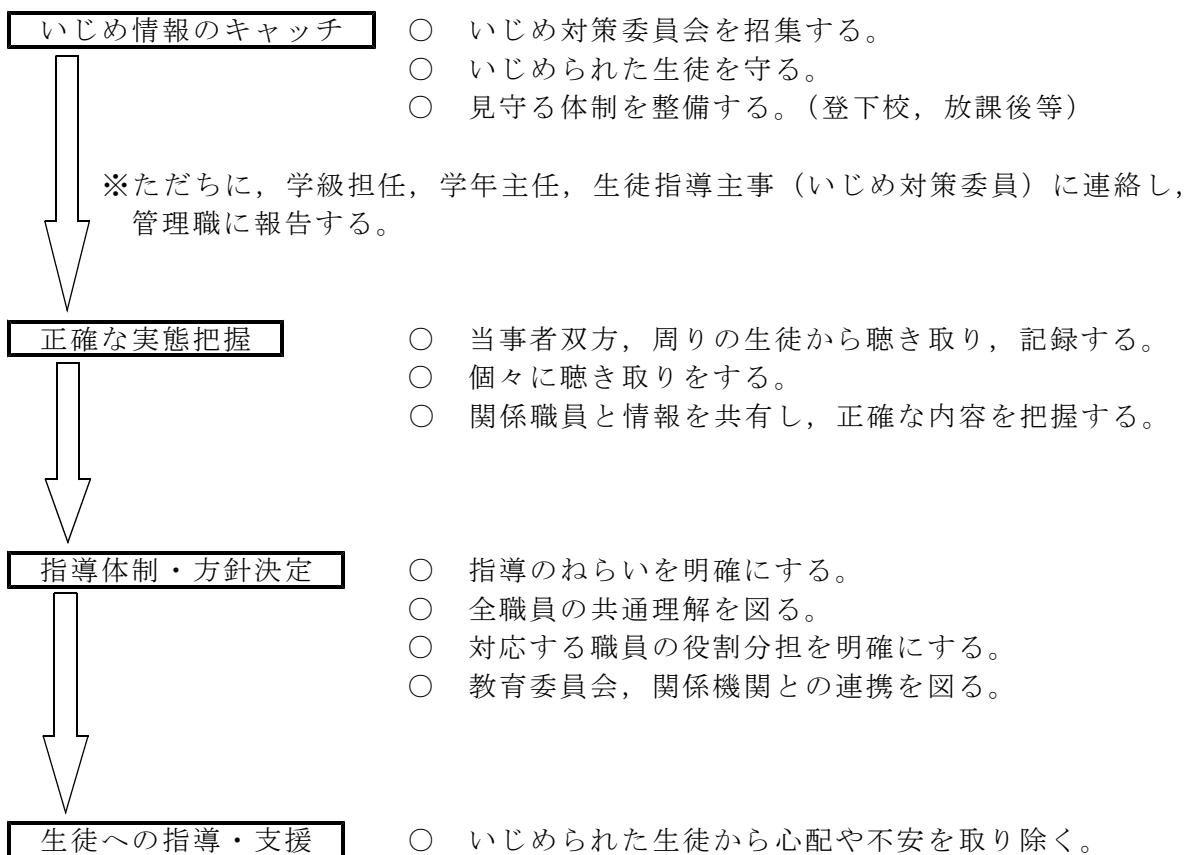
(3) いじめ実態調査アンケートの実施

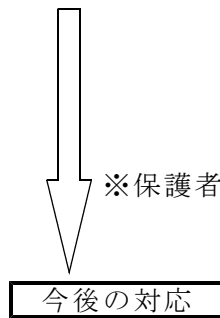
実態にかかわらず、毎月1回の記名式の実態調査アンケート（学校生活アンケート〔別紙2〕）を実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等状況に応じて配慮しながら実施する。アンケートはあくまでもいじめ発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

4 対応の在り方

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。





※保護者との連携

今後の対応

- いじめた生徒に相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- 継続的に指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアに努める。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(2) いじめ対応の具体策

① いじめられた側に対して

<生徒に対して>

- 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと、秘密を守ること」を伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

把握すべき情報（例）

- ◇誰が誰をいじめているのか？
- ◇いつ、どこで起こっているのか？
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？
- ◇いじめのきっかけは何か？
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？

生徒の個人情報、その取扱に十分注意すること。

<保護者に対して>

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた側に対して

<生徒に対して>

- 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にあるものにも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感、疎外感を与えないよう教育的配慮も必要である。

<保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、早期によりよい解決を図っていく思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

- ③ 周りの生徒に対して
- 当事者だけの問題にとどめず，学級，学年，学校全体の問題として考え，いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級，学年，学校全体に示す。
 - はやし立てたり，見て見ぬふりをする行為，傍観者でいることもいじめを肯定していることを理解させる。
 - いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
 - いじめに関する報道や事例等の資料を基にいじめについて話し合う機会を設け，自分たちの問題として意識させる。
- ④ 継続した指導
- いじめは，完全に解消したものとは考えない。そう考えられる場合においても引き続き十分観察を行い，折に触れて必要な指導を継続的に行う。
 - 教育相談，手紙，日記等で積極的にかかわり，その後の状況の把握に努める。
 - いじめられた生徒の良さを褒めたり認めたりして肯定的にかかわり，自信を取り戻させる。
 - いじめられた生徒，いじめた生徒双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め，心のケアにあたる。

5 いじめ防止等のための組織と実践

(1) 校内の組織と実践

①「教育相談部会」

毎週火曜日の1校時に，校長，教頭，生徒指導主事，各学年教育相談担当者，特別支援コーディネーター，養護教諭で，いじめや学校生活・家庭生活に不安を抱える生徒，不登校傾向のある生徒について，現状や支援についての情報交換及び支援方法についての話し合いを行う。

②「生徒指導部会」

毎週火曜日の1校時に，校長，教頭，生徒指導主事，各学年生徒指導担当者，特別支援コーディネーター，養護教諭で問題傾向を有する生徒について，現状や指導についての情報交換及び共通実践についての話し合いを行う。

③「いじめ対策委員会」

いじめ防止に係る措置を実効的に行うため，校長，教頭，生徒指導主事，各学年生徒指導担当者，特別支援学級担当者，養護教諭，当該学級担任，学年主任，スクールカウンセラー，心の教室相談員によるいじめ対策委員会を設置し，定期的にそして必要に応じて委員会を開催する。

委員会においては，PDCAサイクルを確立し，「学校いじめ防止基本方針」が機能しているかどうかを点検したり，いじめの事例等を検証したりして，再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し，実践計画を立て，いじめのない学校づくりへの取組を強化する。

(2) 家庭や地域，関係機関と連携した組織と実践

いじめにより生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は，教育委員会，所轄警察署と連携して対処する。

6 「重大事態」への対処

(1) 「重大事態」の定義

『重大事態』とは・・・（「いじめ防止対策推進法」より）

ア いじめにより児童生徒等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 「重大事態」への対処

- 重大事態が発生した旨を，教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施するとともに，関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<学校で見られるSOSのサイン1>

場面	観察の視点（※印は、無理にやらされている可能性のあるもの）	☒
朝・始業前	・ 始業ぎりぎりの登校が増える。	
	・ 登校してから、身体の不調を訴えることが増える。	
	・ 遅刻、欠席が増える。	
	・ 表情がさえず、うつむきがちになる。	
	・ 忘れ物が多くなる。	
	・ 用具、机、椅子等が散乱している。	
	・ 席を替えられている。	
授業中	・ 正しい答えを冷やかされる。	
	・ グループ分けで孤立しがちになる。	
	・ 発言に対し、しらけや嘲笑が多い。	
	・ 保健室をよく利用するようになる。	
	※不真面目な態度で授業を受ける。	
	※ふざけた質問をする。	
	※テストを白紙で出す。	
休み時間	・ 一人で過ごすことが多い。	
	・ 用事もないのに、職員室の近くをうろうろする。	
	・ 職員室によく来るようになる。	
	・ 遊びの中で孤立しがちである。	
	・ 始業の直前にトイレに行く。	
	※大声で歌を歌う。	
	※仲良しでない者とトイレに行く。	
給食時間	・ 食べ物にいたずらされる。	
	・ その子が配膳すると嫌がられる。	
	・ 食事の量が減ったり、摂らなかつたりする。	
	※好きな食べ物を級友に譲る。	
	※嫌いなメニューのときに多く盛られる。	
	※グループで食べるとき、席を離されている。	
清掃時間	・ 目の前にゴミを捨てられる。	
	・ いつも一人で掃除したり、最後まで一人でしたりする。	
	・ みんなが嫌がることをさせられる。	
	・ 机や椅子がぼつんと残る。	
放課後 部活動	・ 用事がないのに学校に残っている日がある。	
	・ 顔に擦り傷や鼻血のあとがある。	
	・ 部活動に参加しなくなる。	
	・ 急いで一人で帰宅する。	
	・ 部活動を休むことが増える。	
	・ 部活動の話題を避けるようになる。	

<学校で見られる S O S のサイン 2 >

場面	観察の視点（※印は、無理にやらされている可能性のあるもの）	☑
身体の変化	・顔や身体にあざや傷がある。	
	・身体の不調を訴える。	
	・食欲が減退する。	
	・頻繁に保健室に行くようになる。。	
	・神経症的な腹痛，頭痛，下痢，脱毛等が現れる。	
	・チック症状が見られる。	
頭髪 服装等	・衣服が汚れたり，髪が乱れたりしている。	
	※髪型が変化し，目立つようになる。	
持ち物	・持ち物，靴，傘等が隠される。	
	・持ち物がなくなる。	
	・持ち物に落書きされる。	
	・教科書やノートが破られている。	
	・他の子どもから教科書等を借りるようになる。	
	・刃物などの危険なものを持つようになる。	
その他	・提出物が期限内に提出されなくなる。	
	・成績が下降し始める。	
	・教室の壁，掲示物に落書きをされたり破損されたりする。	
	・トイレ等に個人を中傷する落書きがされる。	
	・靴箱に嫌がらせの手紙等が入っている。	
	・視線をそらしたり，おどおどしている。	
	・独り言を言ったり，大声をだしたりする。	
	・教材費等の金銭の提出が遅れる。	
いじめている側	・教室や廊下，階段で仲間同士が集まり，ひそひそ話をしている。	
	・ある子どもにだけ周りの子が異常に気を遣っている。	
	・友達の発言に対して，他の友達と顔を合わせて，笑ったり，さげすんだりするように反応する。	
	・仲間だけに分かるようなサインや隠語を使っている。	
	・教師が近づくと，仲のよいふりをしたり，不自然に分散したりする。	
	・自己中心的な言動が目立ち，ボスの存在の生徒がいる。	
	・友達との会話に差別意識が見られることがある。	
	・金品の貸し借りを頻繁に行っている。	